

こ保運第 218 号  
令和 4 年 5 月 17 日

各保育・教育施設設置者 様  
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局  
保育・教育運営課長

### 消毒液や除菌剤の使用に関する注意喚起について（依頼）

日頃より、横浜市の保育・教育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

今般、島根県の保育所に通う子どもが手指消毒のためのアルコール消毒液をなめ、急性アルコール中毒となり、救急搬送された事案が発生したとの報道がなされました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、児童も日常的に消毒液や除菌剤などを使用する状況が続いており、保育所だけでなく、日常においても同様の事故が発生している旨、消費者庁・国民生活センター等に情報が寄せられています。

各施設におかれましては、消毒液・除菌剤を使用する場合は、子どもの手の届かないところに保管すること、職員など大人の監視下で使用する事等にご留意いただき、子どもが安全に利用するために十分に配慮いただきますよう、お願いいたします。

担当 保育・教育運営課 運営・指導係  
電話 045-671-3564  
FAX 045-664-5479

#### <参考>

- 消費者庁ホームページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20220228/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220228/)

- 「巡回訪問つうしん」 エタノール・次亜塩素酸ナトリウム等薬品の使用方法・管理・保管のポイント  
トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>事故防止と事故対応について>  
事故防止と事故対応について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>